

加美町社会教育用マイクロバス団体登録について

社会教育用マイクロバス（中新田公民館：若あゆ1号・2号、宮崎公民館：つどい号）を使用する場合、団体登録が必要です。

現在の登録期間は令和5年3月31日で終了しますので、4月1日から2年間有効となる登録の申請をお願いいたします。

【受付期間】 令和5年3月22日（水）～随時受付

【使用できる団体】 教育委員会に登録した社会教育団体

教育委員会が適当と認めた団体

教育委員会、町及び町の機関、町内の公共的団体

【運転者】 町の常勤職員並びに非常勤職員、各社会教育団体の中の大型運転免許所持者

年齢制限は75歳の誕生日前日まで

【受付場所】 中新田公民館：加美町字一本杉63番地 ☎63-2029

小野田公民館：加美町字中原南105番地 ☎67-7550

宮崎公民館：加美町宮崎字屋敷七番45番地1 ☎69-5123

生涯学習課：加美町宮崎字屋敷一番52番地4（宮崎支所2階）

☎69-5113

【運転許可書の有効期間】 令和5年4月1日から令和7年3月31日まで（2年間）

※登録後、代表者変更・免許証の更新等があった場合には、手続きが必要となりますので、生涯学習課までご連絡ください。

—注意事項—

◀貸出時間▶

加美町社会教育用マイクロバス使用管理規程より

原則 8時30分から17時30分まで（宿泊1泊2日まで）

◀使用後は…▶

必ず燃料を満タンにし、清掃して返却してください。

◀事故を起こした場合▶

次の措置を取り、事故報告書を提出していただきます。各団体の代表者は事故のないように責任を持って使用いただきますようお願いいたします。

◎事故を起こした団体は、物損：1～3ヶ月、人身：6～12ヶ月の使用禁止

◎事故を起こした運転者(加害者)は、自損：1～3ヶ月、物損：6～12ヶ月の使用禁止、
人身：無期限の使用禁止

◎事故を起こした運転者(被害者)は、過失割合に応じて最大6ヶ月の使用禁止



【問い合わせ先】 加美町教育委員会 生涯学習課（☎69-5113）

申請時の注意事項

申請書「代表者氏名」

【学 校 関 係】 ⇒ 学校長（部活の場合も同様）

【スポーツ少年団】 ⇒ 代表指導者

【スポーツ協 会】 ⇒ 団体代表者

【文 化 協 会】 ⇒ 団体代表者

【 そ の 他 】 ⇒ 団体代表者

添付書類

(1) 運転手登録者の方の運転免許証の写し（表・裏）

(2) その他

◇学校関係（部活で団体登録する場合）

・部員名簿

運転手登録者が部員の保護者と確認できるもの。部員の保護者以外の場合は、運転手登録を本人が了承済みであることをお伝えください。

◇スポーツ少年団、スポーツ協会、文化協会加盟団体、その他団体

・会則及び総会資料、会員名簿

活動内容が確認できるもの。会員以外の運転手登録の場合は、運転手登録を本人が了承済みであることをお伝えください。